

① 暮らしを支える自治会・町内会

「今よりもっと住みよいまち」「互いに助け合い協力し合えるまち」。そんなまちをつくるために活動する自治会・町内会の役割は、ますます重要になっています。

自治会・町内会ってなんだろう

私たちのまちには、子どもから高齢者まで、たくさんの方が暮らしています。このまちは、多くの人の思いと努力によって、何年もかけてつくられてきたものです。

「今よりもっと住みよいまちにしたい」「子どもたちが安全に遊び学べる環境をつくりたい」「自分の住むまちをきれいにしたい」など、住民が、共通の願いを胸に、みんなで力を合わせて活動していく大切な組織、それが、自治会・町内会です。

自治会・町内会は、一定の地域を単位として住民自らの手で設立される自治組織です。自分たちのまちのために、みんなで話し合いながら、さまざまな活動を行っています。

重要性が増す自治会・町内会

近年、住民の自治意識が希薄化し、地域の結束力もともすれば弱まっている状況があるといわれています。自治会・町内会の活動を行う中でも、困難を感じることもあるでしょう。

しかし、「いざという時に支え合える人がいる」「自分たちのまちは自分たちで守る」。そんな一つひとつの積み重ねが、住民の日々の暮らしの安心につながっているのは間違いありません。

また、少子高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者の増加や、核家族化の進展などにより、個人や家族だけで解決できない問題が、ますます増えています。

このような時代だからこそ、自治会・町内会の役割はますます重要になっています。

知っていますか？

町内会活動支援事業補助金(市から自治会・町内会への補助金)

「町内会活動支援事業補助金」は、自治会・町内会が行う地域の活性化や課題解決につながる取組みに幅広く活用できる補助金です。

<補助対象団体>

- 福岡市内にある次のいずれかに該当する団体
 - ①自治会・町内会
 - ②認可地縁団体

<補助対象事業>

- 補助対象団体が実施する事業のうち、住民に周知して実施する次の事業
 - (1) 活動や運営に係る情報発信に関する事業
 - (2) 地域防災力の向上に資する事業
 - (3) 安全・安心な地域づくりに資する事業
 - (4) 未加入者への加入促進に資する事業
 - (5) 住民同士の交流促進に資する事業
 - (6) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

<補助の限度額>

補助対象経費の1/2以内又は4/5以内(上限:5万円又は10万円)
※1団体の場合



■ どんな活動が行われているの？

自治会・町内会では、親睦行事などを通じて住民同士の交流を深めたり、地域の課題解決に取り組むなど、さまざまな活動が行われています。

住民同士の交流を深めるための活動

- ・ 夏祭りなどの地域の祭り
- ・ 運動会などのスポーツ大会
- ・ 文化祭などの文化活動
- ・ 敬老会などの催し
- ・ 世代間の交流活動
- ・ 回覧板による住民への広報活動
- ・ 集会所の建設と維持管理 など



地域の課題解決に向けた活動

- ・ パトロールなどの防犯・防災活動
- ・ 防犯灯の設置と維持管理
- ・ 登下校時の子どもの見守り
- ・ 子ども会活動の支援
- ・ 高齢者の見守りや生活支援
- ・ 資源物回収などのリサイクル活動
- ・ 公園・道路などの清掃活動
- ・ 男女共同参画に向けた学習会 など



自治会・町内会の数

市内の自治会・町内会数は約2,300団体で、1小学校区におおむね10～20団体が組織されています。
また、市が令和4年度に実施した「自治会・町内会アンケート」によると、1自治会・町内会あたりの平均加入世帯数は、約280世帯となっています。

福岡市では、地域での活動を支援するため、様々な施策を行っています。
詳細は市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。
福岡市ホーム > くらし・手続き > 地域の活動・NPO・ボランティア > コミュニティ・地域の活動 > 福岡市のさまざまな地域支援施策(施策一覧・主な施策)

② 校区でつくる自治協議会（その1）

近隣の自治会・町内会や、地域で活動する各種の団体が連携すれば、さらに大きな取り組みが可能になります。みんなで校区を運営する組織、それが「自治協議会」です。

■ まちづくりは校区で連携して

「隣の町内と一緒になら、より効果が上がるのでは」「大勢でやれば、もっと大きな活動ができるのに」。そんなふうに感じることはありませんか。

地域の課題の中には、1つの自治会・町内会だけでは解決が難しいこともあります。そんなとき、校区の中で連携し、みんなで取り組めば、活動の幅も参加者もぐっと広がります。

■ 校区を運営する「自治協議会」

防犯・防災、子ども、環境、福祉など地域のさまざまな事柄についてみんなで話し合い、校区を運営していく組織として、多くの小学校校区で、「自治協議会」が設立されています（名称は、校区により異なります）。

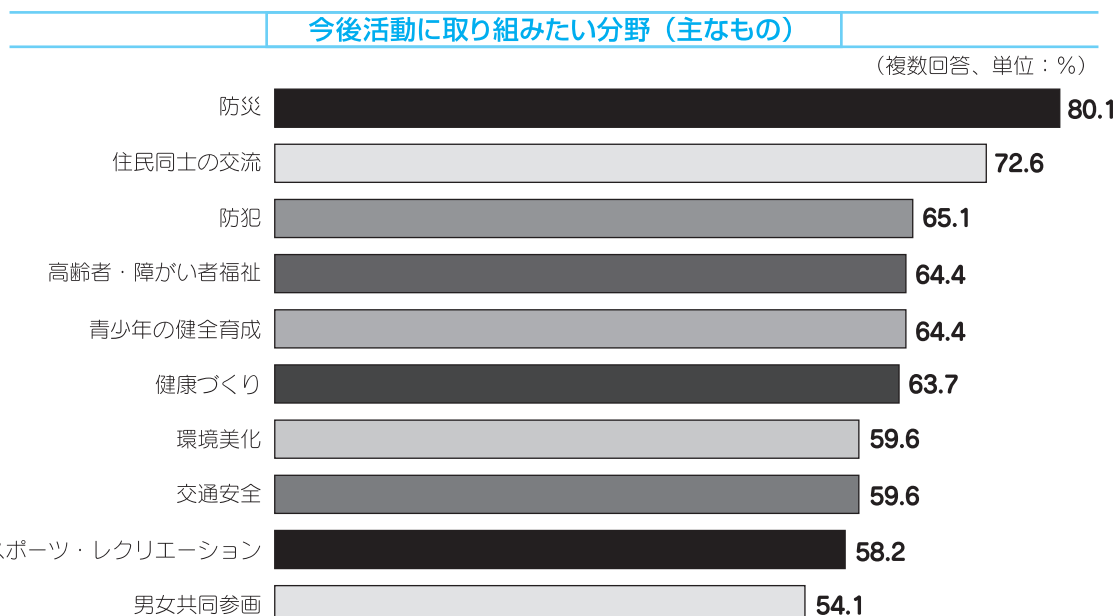
自治協議会は、校区内の自治会・町内会のほか、校区で分野別の活動を行っている団体（各種団体）などで構成されます（右図参照）。

知^{Do you know}ってますか？ 自治協議会の活動内容

自治協議会は、防犯・防災、子ども、交通安全、環境、健康づくり、福祉、スポーツ、男女共同参画など、さまざまな分野で活動しています。

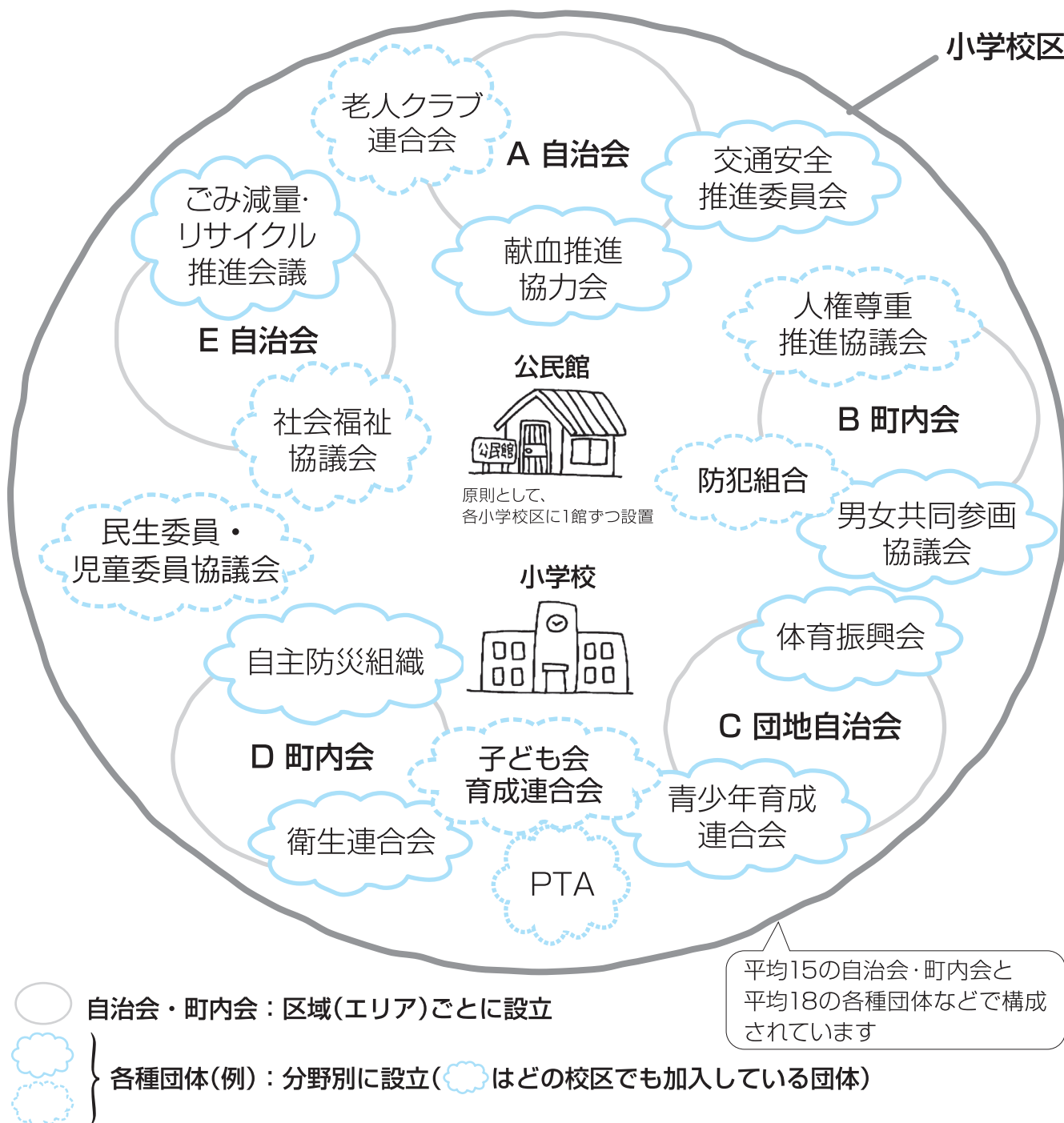
具体的な活動内容は校区によって異なりますが、「防災訓練」（90.4%で実施）、「防犯パトロール」（84.2%）、「新春の集い」（80.8%）、「夏祭り」（78.8%）、「運動会（体育祭）」、「通学路の子どもの見守り」（各々76.7%）などが多くの校区で実施されています。

今後取り組みたい分野として、多くの自治協議会が「防災」「住民同士の交流」などを挙げています（グラフ参照）。
（令和4年度「自治協議会アンケート」より）





自治協議会の構成（イメージ）



※ほかにも、さまざまな団体や委員（防犯組合、保護司など）が自治協議会に参加しています。
また、校区内の団体を再編し、「〇〇自治協議会〇〇部」などとしているところもあります。

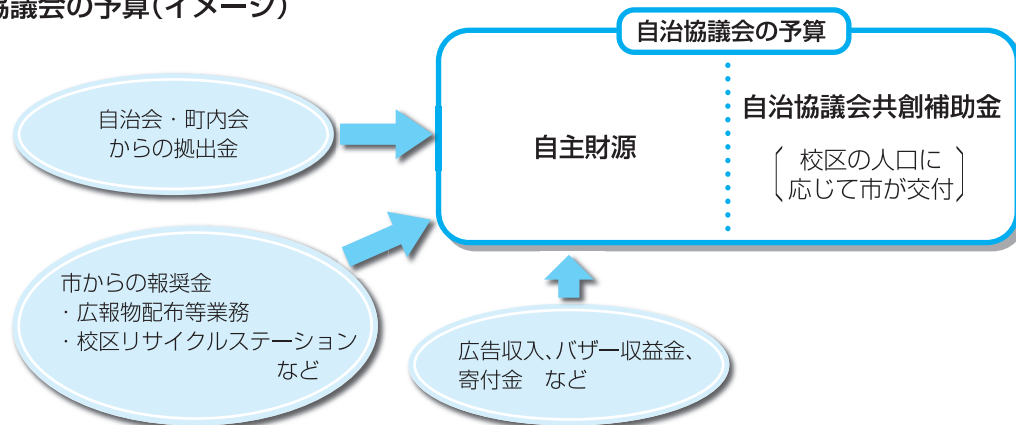
② 校区でつくる自治協議会（その2）

自治協議会の予算

自治協議会が校区でさまざまな事業を展開していくには、ある程度の経費（予算）が必要です。

多くの自治協議会は、自治会・町内会が住民から集めた会費からの拠出金や、市からの補助金（自治協議会共創補助金）、バザーの収益金などで必要な経費を賄っています。

自治協議会の予算（イメージ）



知っていますか？

自治協議会共創補助金（市から自治協議会への補助金）

「自治協議会共創補助金」は、自治協議会が行う公益的な活動に活用できる補助金です。

<補助の対象>

- 事業費：補助対象事業（次の(1)(2)）の実施に要する経費
 - (1) まちづくり基本事業（住みよいまちをつくるために実施するよう努める、まちづくりの基本となる事業）
 - ① 安全・安心に関する事業（交通安全、防災、防犯）
 - ② 子どもに関する事業（子どもの健全育成・非行防止）
 - ③ 環境に関する事業（環境美化、ごみ減量・リサイクル推進）
 - ④ 健康に関する事業（健康づくり、集団献血）
 - ⑤ スポーツに関する事業（スポーツ・レクリエーション）
 - ⑥ 男女共同参画に関する事業（男女共同参画）
 - (2) 地域の活性化や課題解決につながる事業（夏祭りや伝統行事、文化祭、敬老会ほか）
- 運営費：自治協議会の運営に要する経費（事務職員等雇用経費、印刷費、消耗品費など）

<補助の限度額> ※「運営費」は、補助金限度額のおおむね1/2まで

校区の人口	2,000人以下	2,001人～5,000人	5,001人～10,000人	10,001人～15,000人	15,001人以上
補助金限度額	253万円	295万円	337万円	369万円	401万円



自治協議会の組織

自治協議会の組織は校区によって異なりますが、大きく「部会型」と「並列型」の2つに分けられます。

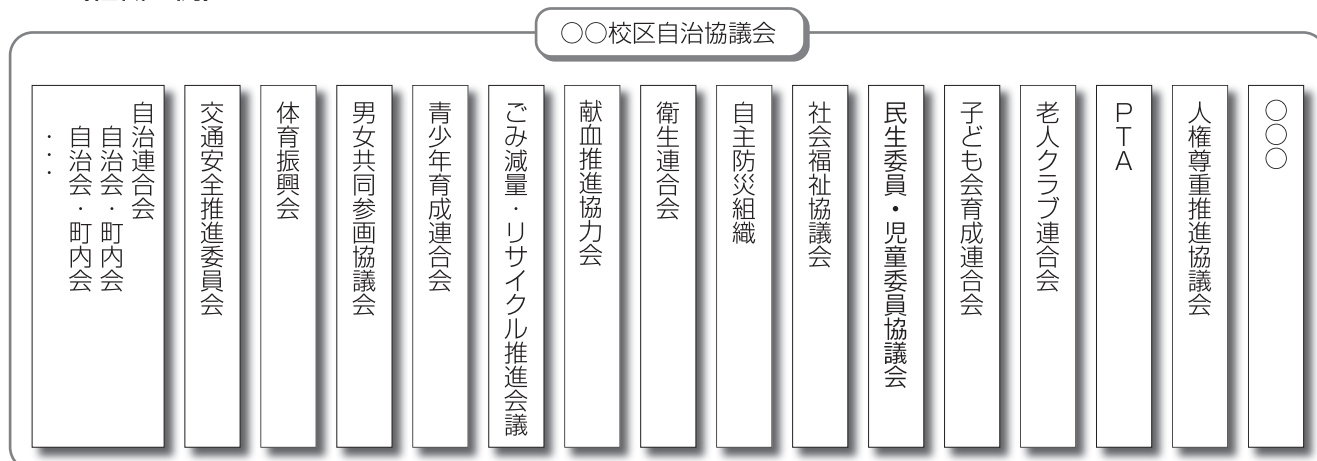
- 部会型**：校区に必要な事柄に応じて「部」が設置され、新しい分野も含め、校区の実情や課題に柔軟に対応しています。

（組織の例）



- 並列型**：校区内で活動する団体により構成されます。それぞれの団体が、主体性を生かしながら連携しています。

（組織の例）



③ 共創によるコミュニティづくり



自治と共創によるまちづくり

真に住みよいまちをつくっていくためには、そこに住む人が自ら地域の将来像を描き、その実現に向けて必要な事柄を考え、話し合い、行動していくこと(自治)が重要です。また、その上で、住民と行政や企業などの様々な主体が協力してコミュニティづくりに取り組んでいく(共働)必要があります。

「自治協議会」の制度は、この「自治」と「共働」によるまちづくりを推進するため、市が平成16年4月

に創設したものです。

令和5年3月現在、全151校区・地区で自治協議会が設立されています。

福岡市では、地域のまちづくりを、「自治の確立」の段階から、共に創る「共創」の段階へ進めており、平成28年度から、地域の未来を様々な主体と共に創る「共創」の取組みを推進しています。

「共創」とは

自治協議会や企業、商店街、NPO、学校、行政などの様々な主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら、知恵や力を合わせ、長所や資源を活かして、共に協力し合って、地域の未来を創り出していくこと。

「共創」のための市の体制

自治協議会や自治会・町内会と市は地域のまちづくりにおけるパートナーです。

市は、自治協議会をはじめとするコミュニティと向き合うため、「コミュニティの総合窓口」として各区役所に地域支援課を設置しています。

市は、地域支援課と公民館を中心に、自治協議会の活動を支援するとともに、自治協議会の申請に応じて、校区の実情に合わせて主体的に事業を組み立てることができる補助金(自治協議会共創補助金＝5ページ参照)を交付しています。

地域支援課

「コミュニティの総合窓口」として、各区役所に設置しています。

地域支援課に校区担当職員や地域広報アドバイザーを配置し、自治協議会や自治会・町内会などの運営や活動を支援しています。

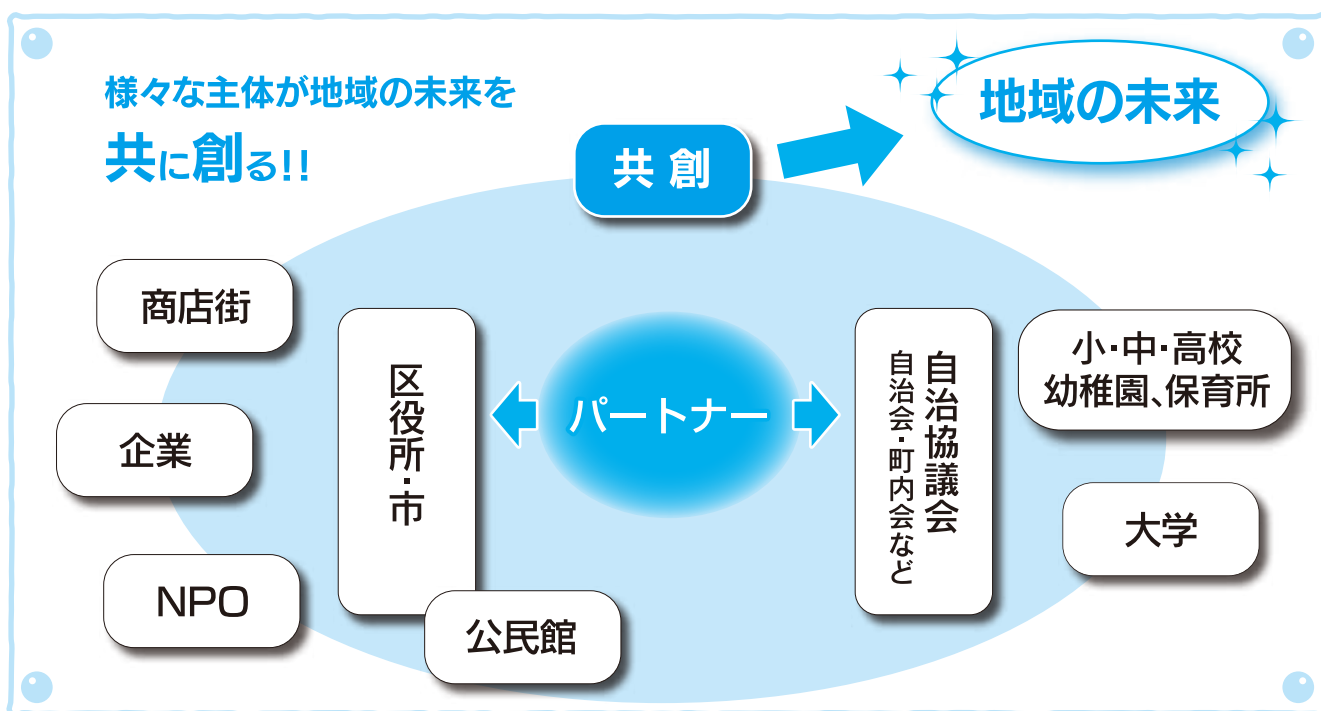


公民館

「住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことを目的に、原則として各小学校校区に1館ずつ設置しています。自治協議会などの支援や、地域の課題解決に向けた各種の講座などを行っています。



■ 共創によるコミュニティづくり(イメージ)



■ 企業の地域活動参加への支援

自治協議会や自治会・町内会をはじめ、新たな担い手として企業、商店街、NPO、学校など(以下、事業者)、様々な主体の共創により取り組むことが求められており、令和4年4月に制定された「共創による地域コミュニティ活性化条例」においてもその理念が規定されています。

市では自治協議会や自治会・町内会などの地域団体が行っている地域活動と一緒に取り組む事業者を「ふくおか共創パートナー企業」として登録し紹介することで、地域と事業者の連携を進めるとともに新たな活動の輪を広げていきます。

どんな事業者が「ふくおか共創パートナー企業」に登録できるの？

対象は、福岡市内に本社、事業所または営業所を有し、事業を営んでいる企業や商店街等(個人事業者や複数事業者連合体も含む)で福岡市内において以下のような活動を継続的に行っている、あるいは、以下のような活動を1年以内に行う計画があれば登録できます。

- ①地域活動への従業員の派遣
- ②地域活動への場所の提供
- ③地域における交流イベントや見守り事業等の実施
- ④地域役員を担う従業員への手当や有給休暇等の制度の創設
- ⑤地域団体と災害時の協力体制などの協定書や覚書などの締結
- ⑥その他のコミュニティ活動の応援(金銭のみの協力は除く)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(市ホームページトップページより「ふくおか共創パートナー企業」で検索)

④ 共創による地域コミュニティ活性化条例

■ なぜ、条例を制定したの？

自治協議会や自治会・町内会は、住みよい地域づくりのために大切な活動をしている団体ですが、これまで法的な位置づけがありませんでした。

高齢社会の進展や災害の激甚化・頻発化などから、「共助」の重要性が改めて認識される中で、市は、地域コミュニティ固有の価値(大切さ)をみんなで共有し、将来につなげていきたいと思い、条例を制定しました。

■ この条例で何か変わるの？

皆さん一人ひとりが、地域に関心を持ち、少しずつ行動を起こすことで、地域は住みよくなっていきます。

条例によって、何かがすぐに変わるものではありませんが、これをきっかけとして、市と一緒により良いまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

(条例の全文は75～76頁参照)

地域コミュニティの「固有の価値」

地域コミュニティには、時代や環境が変化しても変わらない固有の価値があります。それをみんなで共有し、次の世代へと継承していくことが大切です。

価値① 支え合いや助け合いで生まれる「安心感」

いざという時の助け合いは、子どもや高齢者の見守りなどによる普段からの住民同士のつながりから生まれ、それが日々の安心感につながります。

価値② 顔の見える関係から生まれる「豊かな暮らし」

笑顔で挨拶を交わすだけで、日々の暮らしが少し楽しくなります。そんな心の豊かさを支えています。

価値③ 住民自らが話し合って進める「地域づくり」

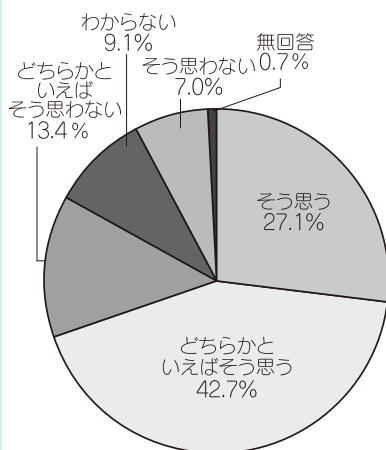
どんな地域になれば安心して豊かな暮らしができるのか。みんなで話し合いながら、自らの暮らしの場を自ら変えることができます。

知^{Do you know}ってますか？

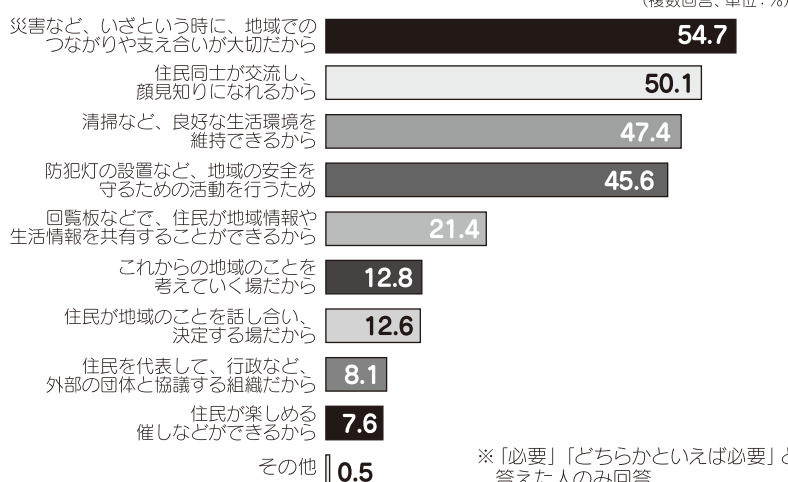
自治会・町内会に関する市民の意識

市が令和4年度に実施した「市政アンケート調査」によると、「地域をより住みやすくするために自治会・町内会が必要である」と考えている市民は、69.8%に上っています。安全に安心して暮らせる地域をつくるため、また、いざという時のためにも、日ごろから住民同士のつながりが大切だと考えている人が多いようです。

自治会・町内会の必要性

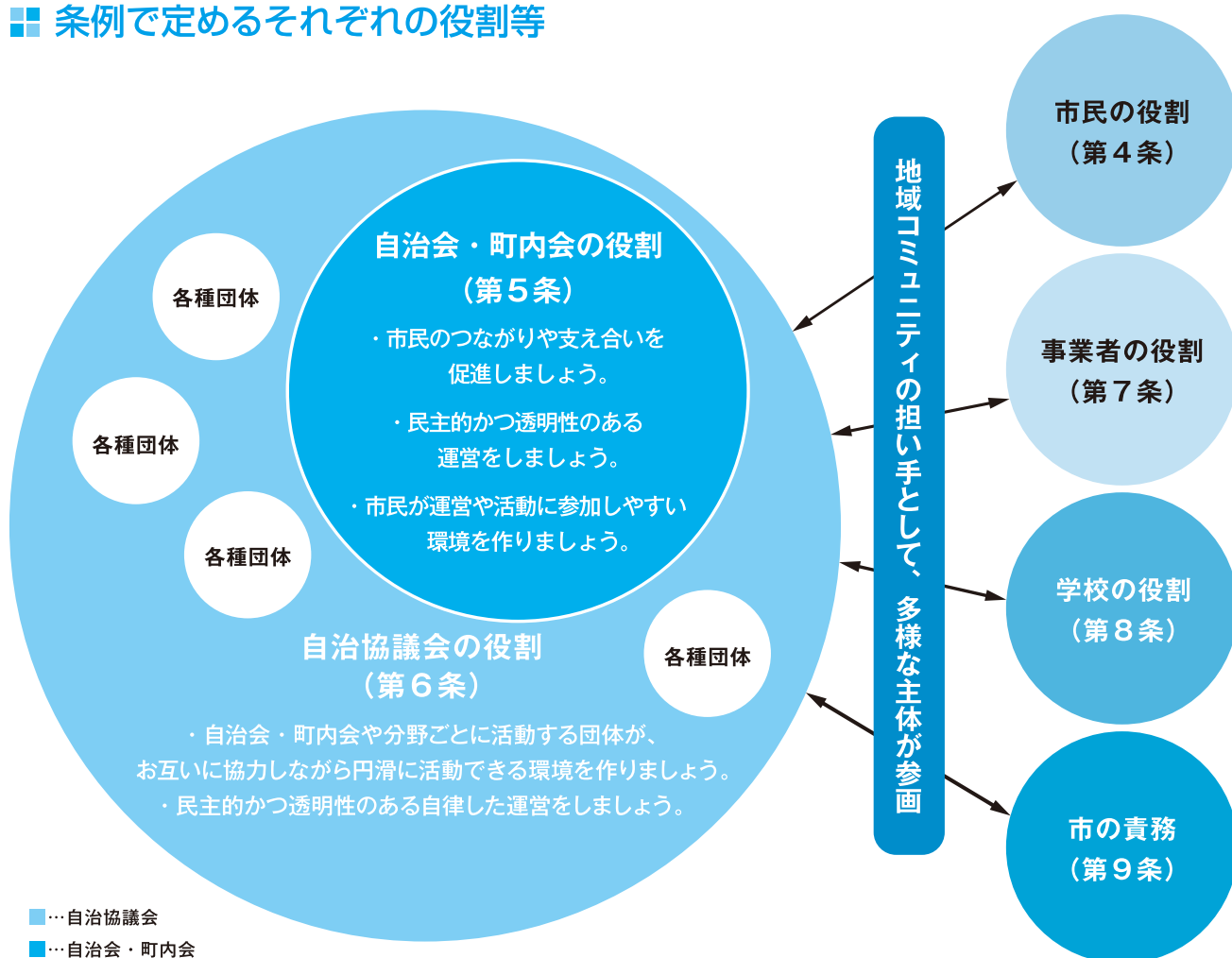


自治会・町内会が必要だと思う理由



※「必要」「どちらかといえば必要」と答えた人のみ回答

■ 条例で定めるそれぞれの役割等



市民の役割 (第4条)

- ▶そこで暮らしていれば、あなたも地域コミュニティの一員です。
- ▶地域に関心を持ち、地域活動に取り組みましょう。

事業者の役割 (第7条)

- ▶事業者（従業員含む）も、事業所などがある地域コミュニティの一員です。
- ▶人材や資材を活かし、地域コミュニティの活性化に取り組みましょう。

学校の役割 (第8条)

- ▶学校（教職員、児童生徒含む）も、地域コミュニティの一員です。
- ▶専門的な知識や施設を活かし、地域コミュニティの活性化に取り組みましょう。

市の責務 (第9条)

- ▶地域コミュニティの活性化のために、自治会・町内会や自治協議会の支援など必要な施策を実施します。
- ▶施策の実施にあたっては、自治会・町内会や自治協議会などの多様性と自主性を尊重します。
- ▶自治会・町内会、自治協議会などの役割の重要性について、広報・啓発を図ります。
- ▶自治会・町内会や自治協議会に協力を求めるときは、負担が重くならないようにします。
- ▶職員の地域コミュニティに対する理解を深め、地域活動への参加を促進します。

■ 明るい地域社会づくりに向けて

地域は、子どもや高齢者、障がいのある人、外国人など、さまざまな人の集まりです。一人ひとりの人権を尊重し、だれもが幸せに暮らせるまちをつくるのが大切です。

■ だれもが幸せに暮らせるまちとは

だれもが幸せに暮らせるまちとは、どのようなまちでしょうか。

「物が豊かにあり、生活環境が整っている」ことも大事かもしれません。しかし、それ以上に、「だれもが一人の人間として大切にされるまち」「一人ひとりの人権が尊重されるまち」であることが大切です。

人権とは

人間が人間らしく幸せに生きていくための権利であり、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が生まれながらにして当然に持っている権利です。

また、人権はすべての人が夢と希望に満ちた、自分らしく輝いた人生を送るために欠かすことのできないものです。

人権は、世界人権宣言や日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として認められています。

■ 差別や偏見のないまちを目指して

人はだれでも、「幸せに生きたい、暮らしたい」という願いを持っています。

現在の日本では、その「願い」を実現する権利が、すべての人に保障されています。しかし、残念ながら、現実には、「国籍が違う」「障がいがある」などの理由で、人としての尊厳と基本的人権が侵害されている状況が見られます。

こうした状況をなくし、人権が真に尊重された差別や偏見のないまちをつくっていかねばなりません。

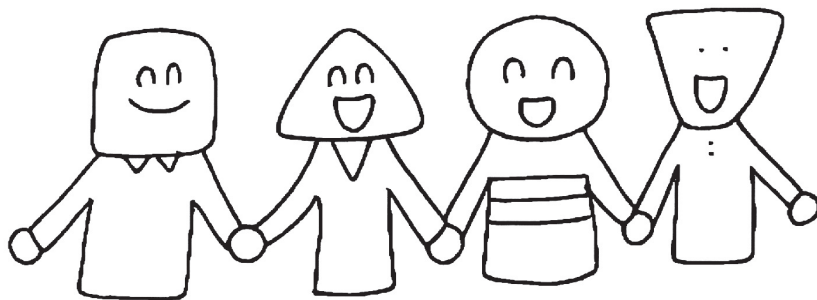
知^{Do you know}っていますか? 校区人権尊重推進協議会

地域では、人権が大切にされる住みよいまちを目指し、おおむね小学校区を単位に、「人権尊重推進協議会」（名称は地域により異なります）が、市内145校区のうち、141校区で結成されています（令和5年3月現在）。同協議会では、地域の状況に合わせて催しを行ったり、広報紙を発行するなど、さまざまな啓発活動を行っています。

<構成団体>

各地域（校区）の自治会・町内会、社会福祉協議会、老人クラブ、男女共同参画協議会、体育・青少年育成団体や民生委員・児童委員、保育園、幼稚園、小・中・特別支援学校、各PTA、公民館などの関係機関および趣旨に賛同する団体、企業、市民など

※詳しくは、各区生涯学習推進課にお尋ねください。



■ 身近なところで取組みを

人権は、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利であり、人権を尊重することは、日常生活の中で最優先されるべきルールです。一人ひとりが日常生活の中のさまざまな人権問題について理解を深めるとともに、人権問題を自らの課題としてとらえ、人権意識に根ざした行動をとることが大切です。

自治会・町内会が地域で活動を行うときも、「みんなが楽しく参加できるか」「だれかの気持ちを傷つけることがないか」という視点に立って、企画や運営を行っていく必要があります。

町内や校区といった身近なところでの取組みが、ひいては、人権を尊重し、人の多様性を認め合う社会の実現につながります。

人権に関する市の取組み

市は、あらゆる人権に関するさまざまな問題の解決に向けて、取組みを進めています。

- すべての人が人権問題について正しく理解し、認識を深めるための取組みを市民とともに進めるため、「福岡市人権教育・啓発基本計画」(平成16年1月)を策定しています。
- この基本計画に基づき、「人権という普遍的文化の構築」「人の多様性を認め合う共生社会の実現」を目標に、次の3つの視点から、人権教育・啓発の取組みを進めています。
 - ・あらゆる場における人権教育・啓発の推進
 - ・人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
 - ・人権教育・啓発の効果的な推進

人権を学べる施設 (人権問題に関する学習の場を提供したり、相談に応じたりしています。ご利用ください)

- 公民館** (各校区に設置。連絡先は73～74頁参照)
人権問題に関する身近な学習の場として、大きな役割を担っています。
- 各区市民センター** (東:電話 674-3981 FAX 674-3972 博多:電話 472-5991 FAX 472-5952
中央:電話 714-5521 FAX 714-5502 南:電話 561-2981 FAX 511-9721
城南:電話 862-2141 FAX 862-2801 早良:電話 831-2321 FAX 831-2355 西:電話 891-7021 FAX 891-0503)
人権に関する事業を実施するとともに、市民の自主的な活動の場を提供するなどしています。
- 男女共同参画推進センター「アミカス」** (電話 526-3755 FAX 526-3766)
男女共同参画に関する学習の場を提供するとともに、さまざまな悩み事の相談に応じています。
- 市民福祉プラザ「ふくふくプラザ」** (電話 731-2929 FAX 731-2934)
障がい者110番など、障がい者の人権などについて相談に応じています。
- 人権啓発センター「ココロンセンター」** (電話 717-1237 FAX 724-5162)
人権に関する図書・DVD・啓発資料などの閲覧・貸し出しを行うとともに、さまざまな人権問題について学習できる場を提供しています。また、人権問題に関する相談に応じています。

地域における男女共同参画

男女ともに参画しやすい地域に

地域活動に多様な意見や価値観を取り入れるためには、方針決定が男女どちらか一方に偏らないよう、男女双方のリーダーが必要です。リーダーとしての資質は学習や実践活動を通じて身につけていきます。慣習や慣行にとらわれずに、活動の時間帯を工夫するなど女性もリーダーになりやすい環境をつくり、男女ともに地域づくりに参画していきましょう。

男女共同参画社会とは

一人ひとりが個人として尊重され、女性にとっても男性にとっても、今よりもっと可能性が広がり暮らしやすい社会です。家庭・職場・地域・政治など、あらゆる分野に女性も男性も主体的に平等に参画することで、豊かな社会を目指すものです。

「参加」と「参画」のちがい

「参画」ということばには、物事の計画や方針決定段階から関わっていくという、参加より一歩進んだ意味が込められています。「参画」には当然責任が伴います。

知っていますか？ 地域に女性リーダーが少ない理由

地域のリーダーは圧倒的に男性が多いのが現状です。福岡市の市政に関する意識調査では、女性のリーダーが少ない理由として、「これまでの慣習で、リーダーには男性が就任してきたから」、「女性は家事や仕事で忙しいから」、「男性中心の組織運営になっているから」といった回答が多くなっています。

また、その一方で「女性は責任のある役を引き受けたくないから」といった回答も2割ほどあります。

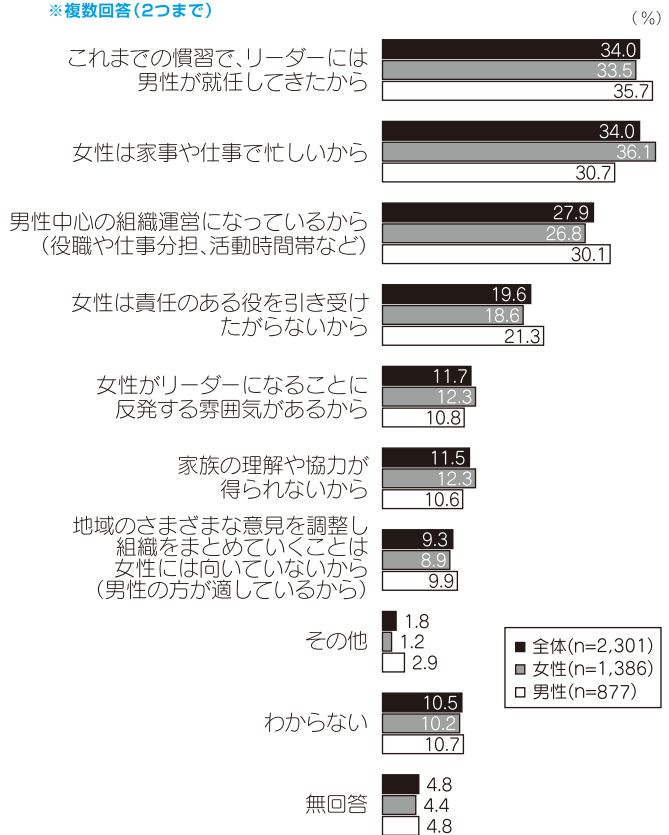
地域における女性リーダーの割合(福岡市)

R4.7.1現在

○地域の諸団体の長	23.4%
自治協議会・連合会(会長)	6.0%
公民館長	29.9%
：	
(参考)	
○男女共同参画協議会(会長等)	85.9%

地域活動において女性のリーダーが少ない理由

※複数回答(2つまで)



(平成30年度「市政に関する意識調査」より)

■ みんなが安心して暮らすために

地域には子育てや高齢者の見守り、防犯・防災、環境問題などさまざまな課題があります。

特に、防災対策の面では、女性や高齢者などの視点を取り入れることがとても大切です。

東日本大震災でも、避難所に生理用品や下着がない、授乳や着替えをする場所がないなど、さまざまな女性ならではの困難が浮かび上がりました。

福岡市でも、防災分野における女性の参画促進や男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組みを進めています。

日頃から男女ともに地域防災の担い手として、様々な活動に参画し、意見を出し合っていきましょう。

男女共同参画に関する市の取組み

みなさんに身近なところでは、次のような取組みを行っています。

○福岡市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」(毎月11月3日～9日)

○市内小中学校での男女平等教育

○男女共同参画推進センター・アミカス(さまざまな講座・イベントの開催、男女共同参画に関する書籍等を集めた図書室、日常生活で生じるさまざまな悩みの相談をお受けする相談室)



福岡市男女共同参画
シンボルマーク

活動に関する相談

○各区男女共同参画担当課

東区生涯学習推進課(電話 645-1121 FAX 645-1042)・博多区企画振興課(電話 419-1042 FAX 434-0053)

中央区企画振興課(電話 718-1055 FAX 714-2141)・南区企画振興課(電話 559-5064 FAX 559-5014)

城南区企画振興課(電話 833-4065 FAX 822-2142)・早良区地域支援課(電話 833-4403 FAX 851-2680)

西区企画振興課(電話 895-7033 FAX 885-0467)

○男女共同参画推進センター・アミカス(電話 526-3755 FAX 526-3766)

※アミカスでは、研修講師の派遣・紹介を行っています。また、男女共同参画に関する図書や研修用DVDの貸し出しを行う図書室もあります。

○市民局男女共同参画課(電話 406-7510 FAX 526-3766)